

## ◆◆◆毒物劇物(一般・農業用品目・特定品目)販売業登録更新申請について◆◆◆

- ◎ 申請手数料：6,400円（保健所窓口にて、現金またはキャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー・QRコード）でお支払ください。）
- ◎ 提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）
- ◎ 有効期限の失効する1ヶ月前までに、申請書に必要な書類を添えて行うことが必要です。  
(有効期限を過ぎれば、新規の登録申請が必要です。)
- ◎ 申請先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当  
〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13  
(令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました)  
電話(072)-807-7623

### 1. 毒物劇物販売業登録更新申請

毒物劇物販売業の登録は6年ごとに更新をうける必要があります。（毒物及び劇物取締法第4条）

#### 1-1 毒物劇物販売業登録更新申請に必要な書類

- ① 登録更新申請書（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第5号様式）
- ② 登録票（原本）

#### 1-2 毒物劇物販売業登録更新申請書の記入上の留意点

- (1) 一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲むこと。
- (2) 登録番号及び年月日は、登録票と照合し正確に記入すること。登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日とすること。  
(登録票の交付年月日と間違えないように注意すること。)
- (3) 店舗の所在地及び名称は、登録票をよく確認のうえ記入すること。  
住居表示変更がある場合は新しい住居表示を記載し、備考欄にその旨を記載した上で、市・区・町・村長が発行する住居表示変更証明書の写しを添付すること。  
※住居表示変更証明書は、申請者の責任で必ず原本を確認してください。  
※住居表示変更証明書の写しに、「当該写しが原本と相違ない旨」、「原本証明を行った年月日」、「証明者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）」を記載してください。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更のあった場合は、変更後の住所又は氏名を記入し、その旨を備考欄に明記すること（氏名が変更した場合は、同一人であることを確認する為、戸籍抄本等の写しが必要となります。）  
※発行後6ヶ月以内のものを添付してください。  
※戸籍抄本等は、申請者の責任で必ず原本を確認してください。  
※戸籍抄本等の写しに、「当該写しが原本と相違ない旨」、「原本証明を行った年月日」、「証

明者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）」を記載してください。

- (5) 繰上げ更新を希望する場合には、備考欄に「繰上げ更新希望」と朱書きすること。
- (6) 申請年月日は提出日を記入すること。

### 1-3 登録票

- (1) 登録票の原本を添付すること。
- (2) 登録票を紛失した場合には、紛失理由書を添付すること。